

NPO法人 にじのわ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 にじのわという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は地域社会で暮らす介助を必要とする人々や障害者及びその家族に対し、居宅介護支援、訪問介護及び訪問看護等の居宅サービス並びに有料老人ホーム等の高齢者向け居住施設に関する事業を行い、すべての人々が安心して在宅で暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(2)介護保険法に基づく居宅サービス事業

(3)介護保険法に基づく第1号事業、

(4)老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業・サービス付高齢者向け住宅、

(5)健康保険法に基づく訪問看護事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上

(2)監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数

の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもつて構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業報告及び活動決算

(5)監事の選任又は解任

(6)役員の報酬

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。

(3)第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4)理事の選任又は解任
- (5)役員の職務
- (6)入会金及び会費の額
- (7)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8)事務局の組織及び運営
- (9)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3)第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄附金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限り)

(5)社員の資格の得喪に関する事項

- (6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定

める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 金子 裕美

副理事長 内野 祥宏

理事 内野 久美

理事 緒方 洋平

理事 今泉 真一

理事 渡辺 宏樹

監事 渡辺 瑞恵

この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年2月末日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年1月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員入会金 0円

正会員会費 0円

(2)賛助会員入会金 0円

賛助会員会費 0円

これは、当法人の現行定款に相違ありません。

NPO法人にじのわ

理 事 川添 好史

令和8年度事業計画書

令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

NPO法人 にじのわ

1 事業実施の方針

令和8年度は利用者対象者や地域住民、介護保険・医療保険関係事業所に対して令和8年8月より新規事業を開始する旨の周知活動を実施する。そして医療機関やさえりあと連携し、在宅のご利用者・施設ご入居者の心身状況に応じた安全で適切なサービスを提供するとともに安心して暮らせる環境を提供できるように活動を行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事 者の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
介護保険 法に基づく居宅介 護支援事業	居宅介護支援事業	通年	熊本市 内外サ ービス の利用 者宅な ど	5名	熊本市内外 100名	17,660
介護保険 法に基づく居宅サ ービス事業	訪問介護事業	通年	熊本市 内外サ ービス の利用 者宅な ど	3名	熊本市内外 40名	8,605
介護保険 法に基づく第1号 事業	第1号事業				熊本市内 10名	
老人福祉 法に基づく有料老	有料老人ホーム事 業・サービス付高齢 者向け住宅	通年	事業所	5名	20名	10,460

人ホーム 事業・サ ービス付 高齢者向 け住宅						
健康保険 法に基づ く訪問看 護事業	訪問看護事業	通年	熊本市 内サー ビスの 利用者 宅など	2名	熊本市内 5名	3,308

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。

(令和8年度) 活動予算書

令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

(法人名: NPO法人にじのわ)

科目	金額	(単位:円)
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		0
2 受取寄附金		
受取寄附金		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4 事業収益		
居宅介護支援事業収益	18,000,000	
訪問介護事業収益	12,000,000	
第1号事業収益	164,000	
有料老人ホーム事業収益	14,400,000	
訪問看護事業収益	486,000	45,050,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		0
経常収益計		45,050,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	27,034,000	
臨時雇賃金		
法定福利費	2,937,520	
人件費計	29,971,520	
(2) その他経費		
旅費交通費	1,388,610	
通信運搬費	867,938	
印刷製本費	270,000	
消耗品費	310,000	
備品費	160,000	
水道光熱費	383,599	
地代家賃	6,432,000	
保険料	240,000	
会議費	10,000	
その他経費計	10,062,147	
事業費計		40,033,667
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当		
役員報酬		
法定福利費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	191,000	
通信運搬費	0	
印刷製本費	0	
消耗品費	160,000	
備品費	0	
水道光熱費	33,000	
地代家賃	0	
保険料	0	
会議費	0	
その他経費計	384,000	
管理費計		384,000
経常費用計		40,417,667
当期経常増減額		4,632,333
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額		4,632,333
前期繰越正味財産額		206,375
次期繰越正味財産額		4,838,708

活動予算書の注記（令和8年度）

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。
該当事項がない場合は記載不要です。

法人名：NPO法人にじのわ

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1） 固定資産の減価償却の方法

（2） 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

（3） ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

（4） 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	居宅介護支援事業費	居宅サービス事業費 第1号事業費	有料老人ホーム事業費	訪問看護事業費	合 計
（1） 人件費					
給料手当	13,294,000	7,200,000	4,140,000	2,400,000	27,034,000
臨時雇賃金	0		0	0	0
法定福利費	1,037,520	400,000	900,000	600,000	2,937,520
人件費計	14,331,520	7,600,000	5,040,000	3,000,000	29,971,520
（2） その他経費					
旅費交通費	888,610	300,000	100,000	100,000	1,388,610
通信運搬費	384,938	150,000	300,000	33,000	867,938
印刷製本費	0	120,000	150,000	0	270,000
消耗品費	0	60,000	200,000	50,000	310,000
備品費	0	60,000	100,000	0	160,000
水道光熱費	33,599	25,000	300,000	25,000	383,599
地代家賃	1,992,000	200,000	4,140,000	100,000	6,432,000
保険料	30,000	80,000	130,000	0	240,000
会議費	0	10,000	0	0	10,000
その他経費計	3,329,147	1,005,000	5,420,000	308,000	10,062,147
合 計	17,660,667	8,605,000	10,460,000	3,308,000	40,033,667

令和 9 年度事業計画書

令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 月 3 1 日まで

NPO 法人 にじのわ

1 事業実施の方針

令和 9 年度はご利用者対象者に対してサービスの質向上と地域連携を強化し、ご利用者中心の支援と専門性の高いサービス提供を推進する。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。また、地域の医療ニーズに対応し、介護・医療が連携した総合的な支援ができるように活動を行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事 者の 人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	通年	熊本市内外サービスの利用者宅など	5 名	熊本市内外 110 名	19,139
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護事業	通年	熊本市内外サービスの利用者宅など	4 名	熊本市内外 60 名	12,590
介護保険法に基づく第 1 号事業	第 1 号事業				熊本市内 10 名	
老人福祉法に基づく有料老人ホーム	有料老人ホーム事業・サービス付高齢者向け住宅	通年	事業所	7 名	30 名	42,162

事業・サービス付 高齢者向け住宅						
健康保険法に基づく訪問看護事業	訪問看護事業	通年	熊本市内サービスの利用者宅など	2名	熊本市内10名	7,597

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。

(令和9年度) 活動予算書

令和9年2月1日から令和10年1月31日まで

(法人名: NPO法人にじのわ)

科目	金額	(単位:円)
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		0
2 受取寄附金		
受取寄附金		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4 事業収益		
居宅介護支援事業収益	21,120,000	
訪問介護事業収益	18,000,000	
第1号事業収益	924,000	
有料老人ホーム事業収益	43,200,000	
訪問看護事業収益	7,834,080	91,078,080
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		0
経常収益計		91,078,080
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	49,102,400	
臨時雇賃金		
法定福利費	6,352,752	
人件費計	55,455,152	
(2) その他経費		
旅費交通費	1,768,610	
通信運搬費	1,135,738	
印刷製本費	320,000	
消耗品費	1,630,000	
備品費	280,000	
水道光熱費	1,329,239	
地代家賃	19,290,000	
保険料	240,000	
会議費	40,000	
その他経費計	26,033,587	
事業費計		81,488,739
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当		
役員報酬		
法定福利費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	200,000	
通信運搬費	33,600	
印刷製本費	0	
消耗品費	160,000	
備品費	50,000	
水道光熱費	33,000	
地代家賃	0	
保険料	0	
会議費	0	
その他経費計	476,600	
管理費計		476,600
経常費用計		81,965,339
当期経常増減額		9,112,741
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額		9,112,741
前期繰越正味財産額		4,838,708
次期繰越正味財産額		13,951,449

活動予算書の注記（令和9年度）

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。
該当事項がない場合は記載不要です。

法人名：NPO法人にじのわ

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1）固定資産の減価償却の方法

（2）施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

（3）ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	居宅介護支援事業費	居宅サービス事業費 第1号事業費	有料老人ホーム事業費	訪問看護事業費	合 計
（1）人件費					
給料手当	13,582,400	10,200,000	19,320,000	6,000,000	49,102,400
臨時雇賃金	0		0	0	0
法定福利費	2,020,752	600,000	2,532,000	1,200,000	6,352,752
人件費計	15,603,152	10,800,000	21,852,000	7,200,000	55,455,152
（2）その他経費					
旅費交通費	1,068,610	450,000	150,000	100,000	1,768,610
通信運搬費	418,538	250,000	400,000	67,200	1,135,738
印刷製本費	0	170,000	150,000	0	320,000
消耗品費	0	80,000	1,500,000	50,000	1,630,000
備品費	0	80,000	200,000	0	280,000
水道光熱費	39,239	60,000	1,200,000	30,000	1,329,239
地代家賃	1,980,000	600,000	16,560,000	150,000	19,290,000
保険料	30,000	80,000	130,000	0	240,000
会議費	0	20,000	20,000	0	40,000
その他経費計	3,536,387	1,790,000	20,310,000	397,200	26,033,587
合 計	19,139,539	12,590,000	42,162,000	7,597,200	81,488,739